

## 宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第3チーム	担当課名	商業労政課
事業番号	3-11	事務事業名	コミュニティバス運行補助事業

対応方針	見 直 し
------	-------

### 仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ( )内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) 現在運行している地域におけるアンケート結果をもとに、必要性が高い(利用が見込める)地域の掘り起こしを検討するなど、運賃収入が確保され安定した運行が図れるよう、今後も引き続き地域の運行主体と協議を行う。(①・②・④)
- (2) 他市(中核市等)の運行状況を参考に、利用者増加や経費削減が見込めるような運営形態、支援制度について引き続き検討を行う。(③・⑤)  
見直し年度:平成23年度
- (3) 判定理由(不要)の項目で「事業の趣旨・目的に妥当性がない」が選択されているが、車を運転できない高齢者等の交通弱者に対する交通手段の確保の観点から、運行地域において必要であるとの認識のもと運行が継続されている状況である。
- (4) 判定理由(不要)の項目で「事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている」が選択されていることについては、利用に関して当初の見込みを下回っている状況が継続する中、運行ルートや便数見直しを適宜行い、北地区では平成21年10月以降、木花地区では平成22年4月以降1便あたりの利用者数は増加傾向にあることから事業の効果は上がってきていると思われる。
- (5) 判定理由(不要)の項目で「個人が自助努力・自己負担することが適当である」が選択されていることについては、利用者個人が運賃という形で負担しており、地域としても自主財源を確保しながら運行を継続しており、これ以上の地域負担は困難であると考えられる。